② 上記①において、評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

③ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

⑹ 評価内容の担保　実際の施工に関しては、ＶＥ提案及び技術提案書に記載された内容により施工するものとし、工事完了後に履行状況について検査を行う。請負者の責により技術提案書に記載された内容が満足できない場合は、下記の取扱いを行う。

① 違約金の徴収

② 工事成績評定点の減点措置　なお、詳細は入札説明書によるものとする。

４　入札手続等

⑴ 担当部局　〒330―9722 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館　関東農政局総務部会計課契約係　赤石　守　電話048―740―0328

⑵ 入札説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間　平成23年４月26日から平成23年５月26日まで（行政機関の休日を除く。）の午前10時から午後５時まで。ただし、最終日については午前12時までとする。

② 場所　〒330―9722 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館　関東農政局整備部設計課技術審査第１係　安井　清貴　電話048―740―0534

③ その他　配付資料は無料である。

⑶ 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

① 提出期間　平成23年４月27日から平成23年５月26日まで（行政機関の休日を除く。）の午前10時から午後５時まで。ただし、最終日については午前12時までとする。

② 場所　〒330―9722 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館　関東農政局整備部設計課技術審査第１係　安井　清貴　電話048―740―0534

③ その他　電子入札システムにより提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、郵送又はＦＡＸによるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札による場合は上記②へ持参すること。

⑷ 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

① 提出期間：平成23年６月21日から平成23年７月11日（行政機関の休日を除く。）の午前10時から午後５時まで。ただし、最終日については午前12時までとする。

② 提出場所：上記の４の⑴に同じ。

③ 提出方法：入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という）の提出は、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）又は託送する（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着）ことにより行うものとする。

⑸ 入札、開札の日時、場所及び提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

① 電子入札システムによる入札の場合は、平成23年７月11日午後５時までに送信する。

② 紙入札方式により持参する場合は、平成23年７月12日午後３時30分に関東農政局13階入札室にて入札する。

③ 郵送による場合は、平成23年７月11日午後５時までに上記４の⑴宛て郵送する。

④ 開札は、平成23年７月12日午後３時30分に関東農政局13階入札室にて開札する。

⑤ 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。ただし、郵送による入札の場合は、当該通知書及び当該委任状を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

⑹ 再度の入札　郵送による入札があり、かつ初回の入札において予定価格の制限に達した価格の入札がない場合には、次により行う。

① 電子入札システムによる入札の場合は、平成23年７月19日午後５時までに送信する。

② 紙入札方式により持参する場合は、平成23年７月20日午後３時30分に関東農政局13階入札室にて入札する。

③ 郵送による場合は、平成23年７月19日午後５時までに上記４の⑴宛て郵送する。

④ 開札は、平成23年７月20日午後３時30分に関東農政局13階入札室にて開札する。

⑤ 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。ただし、郵送による入札の場合は、当該通知書及び当該委任状を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

５　その他

⑴ 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵ 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行埼玉新都心代理店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行埼玉新都心代理店）又は銀行等の保証（取扱官庁　関東農政局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

② 契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行埼玉新都心代理店）。ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア 利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行埼玉新都心代理店）

イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（取扱官庁　関東農政局）。また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

⑶ 入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷ 配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

⑸ 手続における交渉の有無　無

⑹ 契約書作成の要否　要

⑺ 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無

⑻ 請負者が次に掲げるいずれかに該当したときは、請負者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

① 公正取引委員会が、請負者に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（独占禁止法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第４項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

② 公正取引委員会が、請負者に対して独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第４項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

③ 公正取引委員会が、請負者に対して独占禁止法第７条の２第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

④ 請負者の刑法（明治40年法律第45号）第96条の３若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

⑼ 上記⑻の④に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、請負者は発注者の請求に基づき、上記⑻に規定する請負代金額の10分の１に相当する額のほか、請負代金額の100分の５に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

① 上記⑻の②に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の２第６項の規定の適用があるとき。